

第十三回 参議院建設・運輸連合委員会會議録第二号

(五七六)

昭和二十七年五月十三日(火曜日)午前
十時三十六分開会

出席者は左の通り。

建設委員

委員長

理事

委員

運輸委員

委員長

理事

委員

衆議院議員

政府委員

建設省道路局長

事務局側

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

説明員

建設省道路
局長事務局長

浅村 康君

廣瀬與兵衛君

赤木 正雄君

田中 一君

徳川 宗敬君

前田 頼君

三木 治朗君

松浦 定義君

東 隆君

山縣 勝見君

岡田 信次君

植竹 春彦君

仁田 竹一君

高木 正夫君

小酒井義男君

前之園喜一郎君

田中 角榮君

菊池 明君

武井 篤君

菊池 瑞三君

古谷 善亮君

説明員

本日の会議に付した事件
○道路法案(衆議院提出)
○道路法施行法案(衆議院提出)

○委員長(廣瀬與兵衛君) 只今から建設運輸両委員会の連合委員会を開会いたします。先例によりまして私建設委員長が委員長の職をとりまします。

衆議院議決にかかります道路法案及び同施行法案を一括して議題に供します。

本法案につきまして建設委員会におきましては予備付託として四月二十三日に衆議院より提案理由の説明を聴取いたしました。本法案は五月八日に衆議院におきまして修正議決いたしました。即ち本付託になりました。よつて本日御審議願いますのは衆議院修正案であります。

先ず本日の連合委員会の議事運営上、再び提案理由の説明を衆議院より聴取いたします。それとも衆議院における修正部分につきまして、説明を求めますか。御意見のおありのかたはお述べを願いたいと思います。

○山縣勝見君 修正いたしました部分について御説明を願いたいと思ひます。

○委員長(廣瀬與兵衛君) 山縣君の御発言によりまして、修正部分だけの説明を願うことに御異議ございませんか。……御異議がないようですから、修正部分の御説明を願います。

○衆議院議員(田中角榮君) 只今議題になりました道路法案及び道路法施行

法案の修正案につきまして、衆議院におきまして修正されましたものにつき簡単に御説明を申し上げます。

改正道路法の六十二条に特別負担金を課することができるようになつておつたのであります。衆議院の、特に運輸委員会との合同審査会の席上いろいろの意見が出まして、特別負担金を課することは時期尚早であるという御意見がありましたので、第六十二条の特別負担金制度の項を削ることにいたしましたのであります。六十二条を削ることにによりまして、六十一條中修繕に関する工事を除く、いわゆる受益者負担の中から修繕に関する工事を除いておつたのであります。六十二條の特別負担金を削除した結果、六十一條の「修繕に関する工事を除く」というものを再び削除いたしました。現行の受益者負担の建前から工費を徴収できるように改めたのであります。第三の点は、八十九條にいわゆる道の区域内における道路に關しましては、太政官布告當時からずつと全額開拓地なるが故に、新しい資源開発のために必要なる道の道路等は国庫負担で施行いたしておつたのであります。この問題につきましては衆議院の建設委員会でもいろいろ議論がありまして、もうすでに現在の状況におきましては道の特別を設ける必要がないのではないかという意見もありました。御承知の通りこれは既得権でありますし、なおほかの法律にもこのような趣旨のものがあつたので、改正道路法において道

の特例を認めないということは、これも時期尚早ではないかという意見がありました。現行通り道は全額国庫負担で道路工事をやうという建前をとつたわけでありまして、同時に北海道と同じ地勢上、及びいろいろな条件の下に必要な内地の開墾地域に対する道路も道の特例と同等に認めるべきではないかという論がありまして、これも慎重審議を重ねました結果、この条項を設けることによつて、開墾地域の道路は全額国庫負担になることは、国家財政上許されないことである。そこで、特に認めた場合、即ち政令で指定した地勢、地形、地域等の道路に限つて北海道と同等の特例を認むるというふうな八十九條を修正いたしましたわけでありまして、いわゆる六十二條削除によりまして、条文整理を行い、原案の八十九條が八十八條、以下ずつと一條ずつ繰上げておるわけでありまして、同時に道路法施行法案には本法施行と同時に道路の修繕に關する法律を廃止するようにしては補助ができるように現行ではなつておるのであります。本法は法律案施行の日これを廃止したいというのであります。これもいろいろ議論がありまして、時期尚早である。と、自分の間現行の道路の修繕に關する法律を存置することが至当であるというのであります。道路の修繕に關する法律は、本法法律案施行と同時に

に廃止をしないように改正をいたし、条文の整理を行なつたわけでありまして、以上四点が衆議院における修正の主要点であります。

○委員長(廣瀬與兵衛君) 御質疑のありのかたは順次御發言を願ひたいのでございますが、本日は成るべく運輸委員のほうからの御質問を先にして頂きたいと思ひます。答弁者として来ておられますのは、衆議院の田中君と建設政務次官の塚原君、道路局長事務局長の浅村君が見えております。道路局長は間もなくお出でになるそうです。

○仁田竹一君 法案の第二條の渡船施設についてお尋ねしたいと思ひますが、渡船施設は渡船に必要な施設、例えば渡船場といったようなもののみ指しておるのであります。それ以外のものも含まれておるのか、一応お尋ねいたします。

○衆議院議員(田中角榮君) お答えいたします。渡船施設及び渡船一切を含んでおります。

○仁田竹一君 渡船施設に渡船と施設と両方含んでおるものかといふことは、私は、私は渡船及び渡船施設とすることばはつきりして、適当な文字であるかと思ひます。と、なお現行法によりましてはつきりとして、渡船場と稱するのは渡船を含むと明記してあるわけなんです。と、かく渡船及び渡船施設とすべきものを、渡船施設のうちに渡船をも含むのだという解釈をしなければならぬようなものになさ

らなければならなかつた何か特殊な理由があるならば、おつしやつて頂きたいと思ひます。

○衆議院議員(田中角榮君) お答えいたします。別段理由があるわけではありませんが、渡船施設の中に一切を含むと、こういうふうな考えたわけでありま。

○仁田竹一君 そういたしますと、この渡船というのに対しては定義と申しますか、何か法的根拠がありまするか。渡船というのに対しての性格を御説明願ひたいと思ひます。

○衆議院議員(田中角榮君) お答えいたします。これは衆議院の委員会でもこの御質問が出たのでありますが、じやそうすると、相当大きな瀬戸内海を繋ぐような渡船も道路かと、こういうような御議論もあつたのであります。が、これは一般の通念から考えまして、道路と道路を含むもの、いわゆる渡船施設を、二つの道路の非常に短い部分を結ぶものでありまして、道路施設とみなされるという常識的な判断からいっておるわけでありま。

○仁田竹一君 そういたしますと、この船舶は、船舶自体のトン数、或いは船舶の運航します距離といったようなものによつて定めることはむづかしいということになつて来るだろうと思ひますが、而も渡船というものに法的根拠がないといひますならば、渡船といふものの性格、或いはそれをトン数だとか或いは運航すべき距離だとかというふうなものによつて制限いたしますと、今日この法を審議いたしますと、又提案者の気持はわかりますけれども、実際にこれが政府が実施いたします場合に、いろいろに解釈

をされまして、将来いろいろの問題を起し得る事態が発生することがあり得ると思ひます。渡船といふものに對しての今言つたような制限等を法案に明記する必要があると思ひますが、なぜそれを明記されなかつたか、又その明記しておらないために、将来いろいろの実施上に困難を来たすような機会ありといふことを御想像できないかどうか、この点について御意見を頂きたいと思ひます。

○衆議院議員(田中角榮君) 理想的に考えますと、お説のようなことは考えられるのでありますが、どうも渡船といふものを常識的に判断をいたしておりますし、それから現行でもそう大した問題もなく、常識的判断によつて選定されて参つておられますのでこの条文の表現で十分この問題は解決できるのではないかと、こう考へておるわけでありま。一步進めまして、渡船といふものをばつきり定義付けるといたしますと、常識的に判断をするものでありますので、どの程度で線を引けばいいかといふことも非常にむづかしい問題であり、又今までの法律の運用上もさした危険もなく、又常識的に至極円滑に運営せられておるのでありますから、現行法をそのまま踏襲するといふやうな気持で、この表現を用いておるわけでありま。

○仁田竹一君 そういたしますと、船舶といふものに制限することは非常にむづかしいから、従来の実績と申しますか、従来のやり来たつておりましたやうなものを大体の目安としてやつて行くと、こういうふうな考えられますことと、なお衆議院の運輸建設合同委員会におきまして、田中さんからお

述べになりました、速記がここにございしますが、満尾委員さんの質問に對して、これは常識的論から言つて道路の施設とみなされるものには道路法を適用したわけであつて、二キロ、三キロに亘るものは御承知の通り河川法により、且つ海上運送法によつて制限せられておられますので、これはおのずから分れるものであると考へておるといふふうに御答弁になつておられるやうであります。そのように考へてよろしうございませうか。なお又、そういうふうな御答弁からいたしますと、例へば明石、淡路の岩屋のごときのものであります。こつちつたやうなものは勿論御趣旨によりまして、この問題の中に入らない、こつちつたやうに当然考へるべきものだと思ひますが、そのように考へてよろしうございませうか。御意見を承わります。

○衆議院議員(田中角榮君) 衆議院で述べました通り、当然道路施設とみなされると常識的に考へられるものを指しておるわけでありま。なお、明石の問題が出ましたが、これは私はよく存じませんで、建設省当局をして答弁いたさせま。

○仁田竹一君 明石、岩屋の実情を知らないからといふことでございしますが、若しそれが前に申しました二、三キロ以上のものといひますならば、やはりこれも入りますので、一応結果から申し上げますと、そういうふうな考へても差支えないと、このように考へます。そのように考へてもよろしうございませうか。もう一度御意見承わります。

○説明員(淺村康君) 道路法で渡船と申しますものと、海上運送法の適用

を受けます船舶との関係でございませうが、これは現行法におきましても、運輸当局との間にいろいろ問題が一時ございしました。これをいろいろ研究いたしました結果、海上運送法という法規の性質は、これは道路法という法規とやや性質を異にしておるのであります。海上運送法は、この事業の育成というやうな面を主として取上げておる法律であります。道路法は公共施設であるところの道路、これには橋も、隧道も渡船も含まれておりますが、かやうなものを整備するといふ、非常に重要な公共性の強い性格を持つた法律でございます。そこで、どちらの法律を適用するかといふ問題よりも、二つの法律がどういふ関係において適用されて行くかといふ問題に帰着するのだといふことにもなるのであります。今回のこの改正案が施行されました場合に、おきまして、恐らく道路法で渡船と申しますものと、それから海上運送法の船舶との問題の關係は依然として残ります。これは海上運送法のほうを適用し得るものであれば、遠慮なくこの渡船にも海上運送法の適用をなさつたらよろしいといふふうに考へて、私どもとしては、道路当局といたしましては、この法律施行の際にこの法律によつて渡船を運用して参りますが、運輸当局の解釈で海上運送法の適用があるとお考へになれば、私はその適用を受けるに何らやぶさかではないのであります。

○仁田竹一君 それではこつちやうなもののについては、海上運送法を適用するかどうかといふことについても優先的な考へ方をする、こつち御意見らしゅうございませうので、いずれで

ありましようとも、結論から申上げますならば二、三キロ以上のものは道路法によつては含まれておらない。こつちやうな場合に提案者の御説明を信じまして、私の道路施設や渡船施設に對します質問は一応了了いたしました。

○楠竹春彦君 先ほど提案者から御説明のありました、特別負担金の問題について御質問申上げたのを存じます。提案者の御説明によりまして、衆議院で提出せられました原案における第六十二条が削除され、同時に第六十一条の(二)修繕に關する工事を除く。こつち部分が削除されたことを承知いたしましたのでありますが、これを以て見ますと、最初提案者の考へておられましたところは、特別負担金は、道路を利用する者のうち、自動車関係者がこれを負担するといふことになつていたのが、これが第六十一条の一部、第六十二条の全部が削られました結果、やはり特別負担金がこの第六十一条によつて自動車関係者に重くかつて来る感を抱かせるのであります。即ち第六十一条の第二行目に、「その利益を受ける限度において」といふ言葉があるので、さうに解釈がなし得ると思はれるのでありますので、若しそうであれば、第六十二条の特別負担金条項を削除した効果がなないことになる。結局修正せられなかつたも同じやうな条文になる。かやうに思はれるのであります。この点に關する提案者の御説明を承わりたいと存じます。

○衆議院議員(田中角榮君) お答えいたします。六十二条の特別負担金の問題は、原案についてはもう少し道路整備の建前から強く考へたのであります。が、二項を削除して、だん／＼と弱い

ものに持つて参りましたところ、その六十二条も特別負担金を徴収すること、は時期早尚であるという意見になつたわけでありまして、これは私たちが立案者といひましては、現在道路補償負担金制度で、各府県いろいろ異なつた立場から、いろいろ条件を付けて同趣旨のものを徴収しております。ところが、或る県は徴収し、或る県は徴収しない。而もこのようなものが一般財源に繰入れられて、道路の整備に還元せられないという不合理がありまして、私どもは一面においては道路整備のためには、ガソリンの目的税まで考へておる現在としては、道路から吸上げられた金というものは、道路に還元されるべきだ。だから、これは全国的に政令で法律的にきめて、現在の、現に行われております道路補償負担金制度で徴収されておるものよりも上廻らない程度において、一律に徴収することが得策ではないかという考へから、六十二条を規定したわけでありましたが、いろいろ反対の御意見もありましたので、これを削除する。そうしますと、六十一條は現在やつております通り、一般の受益者から受益負担金を徴収する。これは一般論からではなく、實際から考へますと、一本の道路の一方が工事ができないために、又一つの橋梁が修繕ができないためにバスの運転が二年も三年も免許ができないという事情があるわけでありまして、このような場合は現在でもいろいろ寄附金名義、それから受益者負担金名義で以て相当な金額が取られておるのでありますが、各府県において適当な判断においていろいろものを徴収するということが不当である。こういう

考へから特に受益者が申請し、協議して行けるような面に対しては、受益者負担金において、修繕においても取る現在のやり方がいいのではないかと、こういうふうな考へたわけでありまして六十二条を削除することによつて、削除した効果が六十一條の括弧内を削除したことによつてゼロになつたといふことは考へておらないわけでございます。これは今までは原案におきまして六十二條のバス業者等から特別負担金を徴収するというものが、六十一條の括弧内を取つたことによりまして、現実的にはバス業者が申請をし、而も府県当局と十分協議が成つた場合、受益者負担金を取るということになりますので、お説のような心配はないのではないかと、こう考へるわけでありまして。

○**楠竹春彦君** 只今この法文の字句を眺みますと、その心配が残つておりますが、提案者の意図がその心配ないといふことでありますので、これを御了承の上、この条文について運用せられることを強く希望いたします次第であります。又只今の御説明のうち申請免許についてバス業者が特別の負担する、特別の道路修繕をしてから免許を受けるという点につきましては、これは又問題が別の問題であると解釈いたしますので、それは免許に對して特別の道路修繕費用をバス申請者が負担する場合もあり得ることは私も存じております。私の質問の要点は、日常のすでにバスの通つて、トラクタも通つて、乗用車も通つて、日常の運行についてその運行者への利益の過重ならざらんことを望むがために六十二條が削除せられた、かように解釈しておつた次第でありまして、そういうふうな解釈で差支えないかどうか。これは簡単な御答弁で結構であります。が、お願いいたします。

○**衆議院議員(田中角榮君)** 現に行われております道路補償負担金制度等に比へまして、負担は軽くなりこそすれこれよりも、この条文施行後におきまして過重な負担をかけるという意思は毛頭ありません。

○**楠竹春彦君** 次に兼用工作物の管理について主として第二十条、第五十五条について伺ひたいと思います。鉄道又は軌道用の橋、踏切道、駅前広場の問題であります。この兼用工作物の範囲を伺ひたいと思ひます。例えば駅前広場におきます場合には、一例を挙げますと、東京駅の前のような場合道路敷だけの範囲を意味するのであります。それともあの様に囲まれた部分の待避場式な場所それから駐車場、又東京駅のあの地下道これらについてどういふふうに適用されるか、提案者に承りたいたいと思ひます。

○**衆議院議員(田中角榮君)** 両方が併用しておる地域だけを指したのであります。

○**楠竹春彦君** そうすると地下道は併用と見るべきでありましょうか。

○**衆議院議員(田中角榮君)** 地下道は道路の下を通つてゐる部分だけを占用になるわけでありまして。

○**楠竹春彦君** 道路工事に伴う踏切新設改築の費用は、附帯工事として第五十九条を適用するのであります。否、かといふことをお尋ねいたします。

○**衆議院議員(田中角榮君)** これは本法律案が河川法と同じように全部管理は大体運輸大臣が許可するわけであり

則として管理者負担でこれを行うといふことになつてゐます。

○**楠竹春彦君** 次に駅前広場、踏切道、それらは既設のものは新たに協議されまふのですか、それとももう現在のまま現行のままで特に新たに協議しないといふことになつてゐますか。

○**衆議院議員(田中角榮君)** 原則は新たに協議することがいいのであります。が、大体現実的には現在のままでよろしいと思ひます。

○**楠竹春彦君** 次に立体交叉の問題をお尋ねいたします。第三十一条、この立体交叉を原則とするということになります。現在あります国鉄、私鉄軌道についての費用が、平面交叉を立体交叉に直すために莫大の費用がかかつて、到底その財力が保たれないと思ひますが、これについての御説明をお願いいたします。

○**衆議院議員(田中角榮君)** お答えいたします。これは本法律案が施行後新しく作られる交叉に対して規定しておるのであります。現在までのものは全然適用しないという考へであります。施行法案第十條第一項に規定しておりますように、現在平面交叉に對しましては適用しない、こういうことでもあります。

○**楠竹春彦君** 次に原則が立体交叉といふことになつて、従つて例外として平面交叉される場合もある、この場合は当事者が協議を以てきめるのであります。それともどんな方法で以て平面交叉を許可することになりますか。

○**衆議院議員(田中角榮君)** お答えいたします。これは、軌道法によるものは大体運輸大臣が許可するわけであり

並行するような軌道法にいたしたい、
こう考えております。

○植竹春彦君 私のお尋ねの要点は、
道路と国鉄の軌道又は地方軌道とが相
互に交叉する場合に、この第三十一条
が適用されておる。併しこれは軌道が
交叉する場合にも第三十一条が当然適
用せらるべきである、それなのに軌道
という考えが、文字が全然入っていない、
この点はどうかしたのであるか、こ
うしたお尋ねなのです。

○衆議院議員(田中角榮君) 御承知の
通り軌道は道路法の特別法でありまし
て、軌道法に明確に規定してあります
ので、あえて改めて規定しなくてもよ
ろしい、こう考えたのであります。

○植竹春彦君 道路法施行法案のほう
で、道路の修繕に関する法律というの
が第一条で削除に、衆議院で提出後に
削除されたのを承わつておりますが、
この道路の修繕に関する法律は、いず
れ修正して提出されるというふうに仄
聞しておりますが、どういうふうに修
正されますか。これは六十二条との
関連において御質問いたす次第であ
ります。

○衆議院議員(田中角榮君) 道路の修
繕に関する法律は、初めの考えは、本
法律案施行と同時に廃止をする考えで
ありましたが、先ほど申上げました通
り、時期尚早であるというので、これ
をこのまま残すように修正を頂いたわ
けであります。現在道路の修繕に関す
る法律は、これは議員立法でありまし
たので、これを改正しなければならな
いという場合はこの衆参両院議員関係
の皆さんよく協議の上改正案をきめ
たい、こう考えております。

○植竹春彦君 最後のお尋ねでありま

すが、第三十二条の道路の占用の許可
について、第三十二条で規定しているの
ですが、道路に鉄道、軌道その他これ
に類する施設をするとしておるの、
道路上の鉄道だけを言うもので、地下
鉄道、或いは将来地下自動車専用道路
というふうなものをお考え併せま
す、これは含まないものであろう
と思いますが、さうに解釈して差支
えありませんか。

○衆議院議員(田中角榮君) 地下を通
る地下鉄等に対しては、道路占用では
ありませんが、占用料は徴収いたし
ます。

○植竹春彦君 これで質問を終りま
した。

○高木正夫君 今回の植竹さんの質問
で、ちよつと私も附加してお尋ねし
たいと思うのですが、平面交叉は現在
やつているものはそのままということ
でありますが、そうしますと、だんだ
んその交通量が非常に増して参ります
と、つまり道路の管理者、又この鉄道
あたりでも今のところまあ必要ない
かも知れませんが、非常にその自動車
の数が殖えて参りました、その他交
通量が増して参つたときに、一般の大
衆から言つて、立体交叉をしてもら
いたいというふうな場合が起つて来るだ
ろうと思うのでありますが、そういう
ときに別にこれを措置する方法が将来
ともずつとなくなるわけでありまし
うか。その点を一点お尋ねしたいと思
います。

○衆議院議員(田中角榮君) これは本
法の精神が原則として立体交叉をいた
したい。ただこれを現在平面交叉をし
ているものも全部立体交叉をやるとい
うことになりますと、これは財政的に

負担も非常に大きい問題、社会的な問
題も非常に大きいので、本法施行後に
これはただ法の精神が立体交叉を新し
い交通観念から言つて譲つてゐるの
でありますから、改築の場合は当然立
体交叉が原則となるわけでありま
す。併し利用者の要求及び諸願等によつて
工事を実施する場合に、これは建設、運
輸両当局と十分利害関係者が話合つた
結果、協議の結果、立体交叉になるべ
きものである。こう考えております
が、法律案でこれを絞つて、過重な負
担をかけるのではないかとすることに
するよりも、現実的な協調に待つこと
が正しいと、こう考えております。

○高木正夫君 まあ御尤もだと思つ
ますが、それが実際問題としてなかな
か相当の負担のかかることであるの
で、両者とも手控えというのか、控えて
おつて、一般公衆の非常な迷惑にもか
かわらず、そのまま推移するといふよ
うなことがあり得るのじやないかと思
う。そのときに国としてどこからか一
つ動機を與えるとかというふうな処置
が考えられるのかどうか。

○衆議院議員(田中角榮君) お答え
いたします。これは私鉄、軌道等の問題
が主であると思つておりますが、現
在のところ私鉄及び軌道会社等は負担
の問題で相当な問題があるわけであ
ります。ところがそれよりもつと早く
やらなければならぬ国鉄の平面交叉
がたつきんありますから、国鉄は財政
の許す範囲内において重点的に立体交
叉及び地下道に変更いたしているよう
であります。勿論東京都内の相当繁華
な場所に平面交叉をしているものがた
くさんあります。こういうものはこの
法律の精神を生かして、これから徐々

に漸進的に立体交叉の本法案に副うよ
うな状態に持つて行きたい。併しま
現在ある法律案を御審議願う過程にお
いてはそこまで規定することはでき
ばらぬに申上げますと非常に反対が多
いといふよりも非常に無理だ、こう考
えております。現実のいゝゆる常識論
から特に規定してない。又時代の推移
によつてこの法律案を基礎としてだ
ん改訂が加えられて、現実的に立体
交叉に改築して行ける場合にはその上
りに改築すべきものである、かように
考えております。

〔委員長退席、建設委員会理事赤
木正雄君委員長に着く〕
○高木正夫君 この際直接にこの法案
に關係ないのでありますが、連合審査
も今日が終りのようでありますので、
ちよつとこの彈丸道路について一応承
つておきたいと思つておりますが、
お答えをいたしませんか。

○委員長代理(赤木正雄君) よろし
うございます。

○高木正夫君 よく新聞紙上その他で
拜見したりその他からも聞くわけであ
りますが、東京、神戸間六時間で行く
彈丸道路を大分実行にかかつていろ
うふうなことを承わるのであります
が、若しそういうことがありであ
ればどういふ計画でどういふふうによ
れるか、一応ここで御説明を願いた
いと思ひます。

○政府委員(菊池明君) 私からお答
えいたします。新聞紙上に出てゐること
その通りでないことは御想像もつく
かと存じますが、今年度の予算に東京、
神戸間の自動車道路の調査費を計上
いたしました、只今調査にかかつてお
ります。これはすぐに工事に着手いた

からといふわけではございませんの
で、只今の交通要請から見まして将来
必ずそういう時期が来るであろう、そ
れには相当精細な調査も必要であり
ましようからといふので調査費を頂いた
わけでありまして、今後その計画がは
つきりいたして参るわけでありま
す。新聞紙上に出ておりますルートの問
題、計画費、幅員とかいうようなこと
が出ておりますけれども、これは我々
がすでに数十年前に研究して参つたこ
ろでございます。それらの結果が漏れ
て出たわけでありまして、それが直
にすぐ開始するといふ工事ではないの
であります。勿論これは財源問題もこ
ろでございます。それが我々の考へて
いるところでございます。

もう一つ民間におかれまして、東京
から直線的に阪神地方に持つて行く線
が考へられておるようでございます。
これは我々のほうとは關係ございま
せんので、民間で御研究になつておる結
果が出ておるようでございます。

○高木正夫君 只今承わりますと、
それは今度の予算は調査費だけのもの
でございますか。

○政府委員(菊池明君) さうござ
います。

○高木正夫君 それなら私も大変結構
だと思つてゐます。彈丸道路のごとき
のは、将来又我が国の経済度が上つて
参りますと、これは極めて必要なもの
だと思つてゐます。現状ではまだ
時期が非常に尚早ではないか。私もこ
の間うち東海道を二回ばかり自動車
で走つて参りましたが、現在の道で非常
にまだ／＼相当手入れをして行かな
ければならぬのが多いのじやないか。も

う少しあそこに入手を入れて行けば相当の交通量が増し、又自動車関係でも楽になるのではないか。それを又他面から考えまして、地方の道路が非常にまだ悪い道がたくさんあるようでございます。若しそういうような大きな計画をなさるようであつたら、私も率直に申し上げますと反対したい。それよりもそれだけの金を全国的重要な、少くとも国道というようなところに廻して頂くといいようなことが先じやないかというような感じがいたしておつたのでありますが、今局長さんのお話を承りまして、いささか安心するところがあつたのであります。まあできるだけそういうことにして地方のほうを一つよく睨み合せて、又中央にいたしましても今の道をもう少し早く直すということのほうを先決問題にして頂きたいと、これは希望を兼ねまして御質問申上げた次第であります。

○政府委員(菊池明彦) 御参考までに申し上げますが、あのあいう道路を考えました場合は、これは公共事業費、普通の国道とか府県道でやります公共事業費では、これは実行はできないと思います。どうしても会社なり或いはいわゆる公社ですか、そういう形式は、全然別途の財源を求めなければ、公共事業費ではこれは賄えないと思ひます。

○委員長代理(赤木正雄君) 別に御質問ございませんか。

ちよつと速記をとめて。

(速記中止)

○委員長代理(赤木正雄君) では速記を始めて。本日の委員会はこれを以て散会いたします。

午前十一時二十四分散会

昭和二十七年五月二十一日印刷

昭和二十七年五月二十二日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所